

居宅介護支援事業所

ふくろうの杜介護保険サービス

重要事項説明書 別表 1

社会福祉法人 敬心福祉会 池袋敬心苑

居宅介護支援事業所 ふくろうの杜介護保険サービス 重要事項説明書 別表 1

ご利用料金（居宅介護支援料金）

要介護認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所から居宅介護支援提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、差額の払戻を受けられます。

1. 居宅介護給付費

(1) 居宅介護支援費Ⅰ

地域加算 11.40

	i) 45 件未満		ii) 45 件以上 60 件未満		iii) 60 件以上	
	単位	介護給付額	単位	介護給付額	単位	介護給付額
要介護 1	1,086 単位	12,380 円	544 単位	6,201 円	326 単位	3,682 円
要介護 2	1,086 単位	12,380 円	544 単位	6,201 円	326 単位	3,682 円
要介護 3	1,411 単位	16,085 円	704 単位	8,025 円	422 単位	4,765 円
要介護 4	1,411 単位	16,085 円	704 単位	8,025 円	422 単位	4,765 円
要介護 5	1,411 単位	16,085 円	704 単位	8,025 円	422 単位	4,765 円

(2) 居宅介護支援費Ⅱ

地域加算 11.40

	i) 50 件未満		ii) 50 件以上 60 件未満		iii) 60 件以上	
	単位	介護給付額	単位	介護給付額	単位	介護給付額
要介護 1	1,086 単位	12,380 円	527 単位	6,007 円	316 単位	3,602 円
要介護 2	1,086 単位	12,380 円	527 単位	6,007 円	316 単位	3,602 円
要介護 3	1,411 単位	16,085 円	683 単位	7,786 円	410 単位	4,674 円
要介護 4	1,411 単位	16,085 円	683 単位	7,786 円	410 単位	4,674 円
要介護 5	1,411 単位	16,085 円	683 単位	7,786 円	410 単位	4,674 円

※指定居宅介護支援事業所が、ケアプランデータ連携システムを利用し、かつ、事務職員の配置を行っている事業所

2. 加算（「1. 居宅介護給付費」に上乗せされる給付費）

地域加算 11.40

加算項目	算定回数	加算単位	加算給付額
1 初回加算	1 回	300 単位	3,420 円
2 入院時情報連携加算（Ⅰ）	1 回	250 単位	2,850 円
3 入院時情報連携加算（Ⅱ）	1 回	200 単位	2,280 円
4 退院・退所加算（Ⅰ）イ	1 回	450 単位	5,130 円
5 退院・退所加算（Ⅰ）ロ	1 回	600 単位	6,840 円
6 退院・退所加算（Ⅱ）イ	1 回	600 単位	6,840 円
7 退院・退所加算（Ⅱ）ロ	1 回	750 単位	8,550 円
8 退院・退所加算（Ⅲ）	1 回	900 単位	10,260 円
9 緊急時等居宅カンファレンス加算	1 回	200 単位	2,280 円
10 ターミナルケアマネジメント加算	1 回/月	400 単位	4,560 円
11 特定事業所医療介護連携加算	1 回	125 単位	1,425 円
12 通院時情報連携加算	1 回	50 単位	570 円
13 居宅介護支援費を算定可	1 回	居宅介護給付費	
14 特定事業所加算（Ⅰ）算定要件① 2 名以上	1 回	519 単位	5,916 円
15 特定事業所加算（Ⅰ）算定要件② 3 名以上	1 回	519 単位	5,916 円
16 特定事業所加算（Ⅱ）算定要件① 1 名以上	1 回	421 単位	4,799 円
17 特定事業所加算（Ⅱ）算定要件② 3 名以上	1 回	421 単位	4,799 円
18 特定事業所加算（Ⅲ）算定要件① 1 名以上	1 回	323 単位	3,682 円
19 特定事業所加算（Ⅲ）算定要件② 2 名以上	1 回	323 単位	3,682 円
20 特定事業所加算（A）算定要件① 1 名以上	1 回	114 単位	1,299 円
21 特定事業所加算（A）算定要件② 常勤 1 名以上 非常勤 1 名以上 （非常勤は他事業所との兼務可） ④⑥⑪⑫ 連携でも可	1 回	114 単位	1,299 円
22 業務継続計画未実施減算 所定単位数の 1.0%を減算			
23 高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の 1.0%を減算			
24 同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント 所定単位数の 95%を算定			

3. 加算算定要件

1. 初回加算

新規に居宅サービス計画を作成する場合要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合
要介護状態が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合

2. 入院時情報連携加算（Ⅰ）

利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合。※入院日以前の情報提供を含む。※営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。

3. 入院時情報連携加算（Ⅱ）

利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合。※営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。

4. 退院・退所加算（Ⅰ）イ

医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受け、提供を得た上で居宅サービスを作成し調整を行った場合（入院等期間中に1回まで）

5. 退院・退所加算（Ⅰ）ロ

医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンスにより1回受け、提供を得た上で居宅サービスを作成し調整を行った場合（入院等期間中に1回まで）

6. 退院・退所加算（Ⅱ）イ

医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回受け、提供を得た上で居宅サービスを作成し調整を行った場合（入院等期間中に1回まで）

7. 退院・退所加算（Ⅱ）ロ

医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供を2回受けており、うち1回以上はカンファレンスにより、提供を得た上で居宅サービスを作成し調整を行った場合（入院等期間中に1回まで）

8. 退院・退所加算（Ⅲ）

医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供を3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスにより、提供を得た上で居宅サービスを作成し調整を行った場合（入院等期間中に1回まで）

9. 緊急時等居宅カンファレンス加算

病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合（一月に二回が限度）

10. ターミナルケアマネジメント加算

在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上でその死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス提供事業者を提供した場合

人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン等の内容に沿った取り組みを行う

11. 特定事業所医療介護連携加算

- ・前々年度の 3 月から前年度の 2 月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を 15 回以上算定

12. 通院時情報連携加算

- ・利用者 1 人につき、1 月に 1 回の算定を限度とする。
- ・利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等又は歯科医師から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画（ケアプラン）に記録した場合

13. 居宅介護支援費を算定可

看取り期における適切な居宅介護支援の提供や医療と介護の連携を推進する観点から、居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理の為の準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定を可能とする

14. 特定事業所加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）（A）

- ①専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること

※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えない

- ②専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を配置していること

※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をしても差し支えない

- ③利用者に関する情報又はサービスにあたっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催すること

- ④24 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応できる体制を確保していること

- ⑤算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護 3～5 である者の割合が 40%以上であること

- ⑥介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること

- ⑦地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること

- ⑧家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること

- ⑨居宅支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていないこと

- ⑩指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員 1 人当たり 45 名未満（居宅介護支援費（Ⅱ）を算定している場合は 50 名未満）であること

- ⑪介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保

していること（平成 28 年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から適用）

⑫他の法人が運営する居宅介護支援事業者と協同で事例検討会・研修会等を実施していること

⑬必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること

I ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬

II ①②③④⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬

III ①②③④⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬

A ①②③④⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬

15. 業務継続計画未実施減算

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できおる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合基本報酬を減算する

以下の基準に適合していない場合

- ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
- ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

16. 高齢者虐待防止措置未実施減算

虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合

- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること
- ・虐待の防止のための指針を整備すること
- ・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的の実施すること
- ・上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

17. 同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント

介護報酬が業務に要する手間・コストを評価するものであることを踏まえ、利用者が居宅介護支援事業所と併設・隣接しているサービス付き高齢者向け住宅等に入居している場合や、複数の利用者が同一の建物に入居している場合には、介護支援専門員の業務の実態を踏まえた評価となるようにする

- ・指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物又は指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者
- ・指定居宅介護支援事業所における 1 月当たりの利用者が同一の建物に 20 人以上居住する建物（上記を除く）に居住する利用者

私は、ご利用者に対して本書面にに基づきご利用料金（居宅介護支援料金）を説明しました。

令和 年 月 日

説明者

事業者名 社会福祉法人 敬心福祉会 ふくろうの杜介護保険サービス

事業番号 指定番号 (東京都 1371602424 号)

住所 〒171-0022 東京都豊島区南池袋3丁目7番地8号

印

印

私は、本書面により、事業者からご利用料金（居宅介護支援料金）について重要事項の交付と説明を受け、内容について同意致します。

ご利用者

住所

印

(代筆：_____)

代理人

(または身元引受人)

住所

印

(ご利用者との続柄：)

